

平成 28 年度 臨時福祉給付金について

平成 27 年度に引き続き簡素な給付措置（臨時福祉給付金）が実施されるとともに、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点から、所得の低い高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給することとなった。

国は所得の低い高齢者に対する給付金の支給時期について、できる限り早期に支給することとしていることから、平成 28 年度開始と同時に支給業務を実施する必要があるため、給付金事業に係る全ての経費を、平成 28 年度当初予算の同時補正として予算の計上を行い、事業を実施する。

〈給付金の内容〉 ※ 概要については裏面参照。

1. 年金生活者等支援臨時福祉給付金
 - (1) 低所得の高齢者向け給付金
 - (2) 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金
2. 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）

〈事業予算〉 ※事務費、事業費ともに 10/10 国庫補助

区 分	年金生活者等支援臨時福祉給付金		簡素な給付措置 (臨時福祉給付金)	合 計
	低所得の高齢者向 け給付金	低所得の障害・遺族基礎 年金受給者向け給付金		
事 務 費	84,162 千円	臨時福祉給付金に計上	120,132 千円	204,294 千円
事 業 費	630,000 千円	60,000 千円	120,000 千円	810,000 千円
計	714,162 千円	60,000 千円	240,132 千円	1,014,294 千円
給付金計	774,162 千円		240,132 千円	1,014,294 千円
補正総額	1,014,294 千円			

〈想定スケジュール〉

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ○ 平成 28 年 4 月 | コールセンター開設 |
| ○ " 5 月 | 低所得高齢者向け給付金申請書発送 |
| ○ " 6～8 月 | 低所得高齢者向け給付金支給 |
| ○ " 9 月 | 臨時福祉給付金・年金受給者向け給付金申請書発送 |
| ○ " 10 月～平成 29 年 3 月 | 臨時福祉給付金・年金受給者向け給付金支給 |
| ○ 平成 29 年 2 月 | コールセンター業務終了 |

〈平成 27 年度の臨時給付金実施状況〉

H28.2.5 時点

	申 請 書 発 送 件 数	対 象 除 外 (税 変 更 等)	想 定 対 象 件 数	申 請 件 数	申 請 率	支 給 人 数
臨時福祉給付金	55,653 件	17,363 件	38,290 件	29,289 件	76.5%	33,606 人

平成 28 年度に支給する臨時福祉給付金概要

区 分	年金生活者等支援臨時福祉給付金		簡 素 な 給 付 措 置 ③ 臨時福祉給付金 ※平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月分
	①低所得の高齢者向け給付金	②低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金	
実施趣旨	賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、平成 29 年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけとなることも踏まえ、平成 28 年前半の個人消費の下支えにも資するために実施。		消費税率の引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、所得の低い方に対して、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として平成 27 年度に引き続き実施。
支給対象者	平成 27 年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の対象者のうち、平成 28 年度中に 65 歳以上となる者。	平成 28 年度簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者。（①の支給対象者は除く）	住民基本台帳に記録されている者で、平成 28 年度の市町村民税（均等割）が課税されていない者。（課税者の扶養者、生活保護の被保護者等は除く）
基準日	平成 27 年 1 月 1 日	平成 28 年 1 月 1 日	
給付額	支給対象者 1 人につき 30,000 円		支給対象者 1 人につき 3,000 円
給付対象想定数及び給付額（事業費）	約 21,000 人 630,000 千円	約 2,000 人 60,000 千円	約 40,000 人 120,000 千円
給付金の支給時期	可能な限り早期に実施	平成 28 年 10 月から	